

7 税 金

1 所得控除（障害者控除）

1. 内 容

自己、もしくはその家族（同一生計対象配偶者又は扶養親族）が障害者又は特別障害者に当たる場合には、「障害者控除」として一定の金額を所得金額から控除することができる。

2. 対 象

（1）障害者

- ア 知的障害者（療育手帳B）
- イ 身体障害者手帳3～6級
- ウ 戦傷病者手帳
- エ 精神障害者保健福祉手帳2～3級
- オ 65歳以上の者でア、イと同程度の障害に準じるものとして市町村長等の認定を受けている者

（2）特別障害者

- ア 知的障害者（療育手帳A）
- イ 身体障害者手帳1～2級
- ウ 戦傷病者手帳特別項症～第3項症
- エ 精神障害者保健福祉手帳1級
- オ 原子爆弾被爆者として厚生労働大臣の認定を受けている者
- カ 常に就床を要し、複雑な介護を要する者
- キ 精神上的障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者
- ク 65歳以上の者でア、イ、キと同程度の障害に準じるものとして市町村長等の認定を受けている者

3. 控除額

【別紙一覧参照 58 頁】

4. 窓 口

確定申告 税務署
源泉徴収 事業所の給与担当課

5. 根拠法令・通知

所得税法第2条第1項第28号、第29号、第33号、第33の2号、第33の3号、第34号、第34の2号、第34の3号及び第34の4号、第79条、第83条、第84条、第85条、所得税法施行令第10条、租税特別措置法第41条の16

2 住民税の非課税または所得控除

1. 内 容

障害者、もしくは家族（配偶者または扶養親族）が障害者の場合に住民税が非課税または住民税の所得控除が行われる。

2. 対象者

非課税の対象者 障害者（所得税の控除対象者と同じ）

本人の前年の所得が125万円以下

所得控除の対象者 所得税の控除対象者と同じ

3. 所得控除額

障害者控除 26万円 特別障害者控除 30万円
同居特別障害者控除 53万円

4. 窓 口

市区町村税務担当課

5. 根拠法令・通知

地方税法第24条の5、第34条、第295条及び第314条の2

3 視力障害者の個人事業税の非課税

1. 内 容

重度の視力障害者が「あん摩、マッサージまたは指圧、はり、きゅう、柔道整復」の事業を営む場合は、個人事業税が非課税となる。

2. 対象者

失明または両眼の視力（矯正視力）が0.06以下の者

3. 窓 口

県税事務所

4. 根拠法令・通知

地方税法第72条の2

4 重度身体障害者の個人事業税の減免

1. 内 容

重度の身体障害者が行う事業については一定の要件のもとに個人事業税が減免される。

2. 対象者

身体障害者手帳1～4級の障害者（所得制限あり）

3. 窓 口

県税事務所

5 相続税の控除

1. 内 容

相続又は遺贈により財産を取得した者が、日本国内に住居を有するもので法定相続人に該当し、かつ、85歳未満の障害者である場合には、その者の相続税額から障害者控除として一定の金額が控除される。

2. 控除額

障害者控除 85から相続開始時の年齢を引いた数に10万円（特別障害者の場合には20万円）を乗じた額（計算例）： $(85 - \text{年齢}) \times 10\text{万円}$
（特別障害者の場合は20万円）

3. 窓 口

税務署

4. 根拠法令

相続税法第19条の4

6 自動車に関する税金の減免

【自動車税、自動車取得税の減免（令和元年10月1日廃止）】

1. 内容

次の（１）～（５）に該当する場合は、自動車税及び自動車取得税が減免となる。※

- （１）障がいのある方本人が取得し、又は所有し、かつ自らが運転する自家用の自動車（自動車取得税にあっては、軽自動車を含む。以下同じ。）
- （２）障がいのある方本人が取得し、又は所有する自動車で、その障がいのある方が生計の資を得るため又は専ら通学、通園、通所若しくは通院の用に使用するため、その障がいのある方と生計を一つにする人が運転する自家用の自動車
- （３）障がいのある方等のみで構成される世帯の障がいのある方が、取得し又は所有する自動車で、その障がいのある方が生計の資を得るため又は専ら通学、通園、通所若しくは通院の用に使用するため、その障がいのある方を常時介護する人が運転する自家用の自動車
- （４）障がいのある方と生計を一つにする人が取得し、又は所有する自動車で、その障がいのある方が生計の資を得るため又は専ら通学、通園、通所若しくは通院の用に使用するため、生計を一つにする人が運転する自家用の自動車
- （５）障がいのある方と生計を一つにする人が取得し、又は所有する自動車で、その障がいのある方が生計の資を得るため又は専ら通学、通園、通所若しくは通院の用に使用するため、その障がいのある方本人が運転する自家用の自動車

※減免額には上限があります。

- ・自動車税 45,000円（10%重課対象者は49,500円、15%重課対象者は51,700円）
- ・自動車取得税 課税標準額300万円

2. 対象者

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳及び療育手帳の交付を受けている者で、別表（１）～（４）の各手帳の種類に応じた障害区分の等級に該当する者

3. 窓口

県税事務所

【自動車税（環境性能割・種別割）の減免（令和元年10月1日以降）】

1. 内容

次の（１）～（５）に該当する場合は、自動車税（環境性能割・種別割）が減免となる。※

- （１）障がいのある方本人が取得し、又は所有し、かつ自らが運転する自家用の自動車
- （２）障がいのある方本人が取得し、又は所有する自動車で、その障がいのある方が生計の資を得るため又は専ら通学、通園、通所若しくは通院の用に使用するため、その障が

いのある方と生計を一つにする人が運転する自家用の自動車

- （３）障がいのある方等のみで構成される世帯の障がいのある方が、取得し又は所有する自動車で、その障がいのある方が生計の資を得るため又は専ら通学、通園、通所若しくは通院の用に使用するため、その障がいのある方を常時介護する人が運転する自家用の自動車
- （４）障がいのある方と生計を一つにする人が取得し、又は所有する自動車で、その障がいのある方が生計の資を得るため又は専ら通学、通園、通所若しくは通院の用に使用するため、生計を一つにする人が運転する自家用の自動車
- （５）障がいのある方と生計を一つにする人が取得し、又は所有する自動車で、その障がいのある方が生計の資を得るため又は専ら通学、通園、通所若しくは通院の用に使用するため、その障がいのある方本人が運転する自家用の自動車

※減免額には上限があります。

- ・環境性能割 課税標準額300万円
- ・種別割 45,000円（10%重課対象者は49,500円、15%重課対象者は51,700円）

2. 対象者

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳及び療育手帳の交付を受けている者で、別表（１）～（４）の各手帳の種類に応じた障害区分の等級に該当する者

3. 窓口

県税事務所

4. その他

県が賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割（市町村税）についても、自動車税の環境性能割の取扱いと同じです。

別表

(1) 身体障害者手帳の場合

障害の区分	障害の級別	
	本人所有・本人運転の場合 (1.(1)に該当する自動車の場合)	左記以外の場合 (1.(2)から(5)に該当する自動車の場合)
視覚障害	2級の3 2級の4 3級の3 及び 3級の4	1級から3級まで各級及び4級の1 ※但し、1.(5)に該当する自動車の場合のみ、2級の3、2級の4、3級の3及び3級の4を適用
聴覚障害	2級及び3級	2級及び3級
平衡機能障害	3級	3級
音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害	3級	3級
上肢不自由	1級及び2級	1級及び2級
下肢不自由	1級から6級までの各級	1級から4級までの各級
体幹不自由	1級から3級までの各級及び5級	1級から3級までの各級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能 1級及び2級 移動機能 1級から6級までの各級	上肢機能 1級及び2級 移動機能 1級から4級までの各級
心臓機能障害	1級及び3級	1級及び3級
じん臓機能障害	1級及び3級	1級及び3級
呼吸器機能障害	1級及び3級	1級及び3級
ぼうこう又は直腸機能障害	1級及び3級	1級及び3級
小腸機能障害	1級及び3級	1級及び3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から3級までの各級	1級から3級までの各級
肝臓機能障害	1級から3級までの各級	1級から3級までの各級

(2) 精神障害者保健福祉手帳の場合

障害の区分	障害の程度	
	本人所有・本人運転の場合 (1.(1)に該当する自動車の場合)	左記以外の場合 (1.(2)から(5)に該当する自動車の場合)
精神障害	精神障害者保健福祉手帳1級	精神障害者保健福祉手帳1級

(3) 戦傷病者手帳の場合

障害の区分	障害の程度	
	本人所有・本人運転の場合 (1.(1)に該当する自動車の場合)	左記以外の場合 (1.(2)から(5)に該当する自動車の場合)
視覚障害	特別項症から第4項症までの各項症	特別項症から第4項症までの各項症
聴覚障害	特別項症から第4項症までの各項症	特別項症から第4項症までの各項症
平衡機能障害	特別項症から第4項症までの各項症	特別項症から第4項症までの各項症
音声機能又は言語機能障害	特別項症から第2項症までの各項症	特別項症から第2項症までの各項症
上肢不自由	特別項症から第3項症までの各項症	特別項症から第3項症までの各項症
下肢不自由	特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各款症	特別項症から第3項症までの各項症
体幹不自由	特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各款症	特別項症から第4項症までの各項症
心臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症	特別項症から第3項症までの各項症
じん臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症	特別項症から第3項症までの各項症
呼吸器機能障害	特別項症から第3項症までの各項症	特別項症から第3項症までの各項症
ぼうこう又は直腸機能障害	特別項症から第3項症までの各項症	特別項症から第3項症までの各項症
小腸機能障害	特別項症から第3項症までの各項症	特別項症から第3項症までの各項症
肝臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症	特別項症から第3項症までの各項症

(4) 療育手帳の場合

障害の区分	障害の程度	
	本人所有・本人運転の場合 (1.(1)に該当する自動車の場合)	左記以外の場合 (1.(2)から(5)に該当する自動車の場合)
知的障害	療育手帳「A1」「A2」「A3」「A」を含む)及び「B1」※知能指数50以下の知的障がい者の方で、「日常生活において常時介護を要する程度の障がい者を有する者」と障がい者更生相談所において判定されている方	療育手帳「A1」「A2」「A3」「A」を含む)及び「B1」※知能指数50以下の知的障がい(児)者の方で、「日常生活において常時介護を要する程度の障がい者を有する者」と児童相談所又は障がい者更生相談所において判定されている方

7 預貯金等の利子非課税（マル優）

1. 内容

預貯金等について元本350万円まで、国債及び地方債について額面350万円まで、合計700万円までの利子が、所定の手続きを行うことにより非課税になる制度。

※郵政民営化前は、郵便貯金についてさらに別枠で元本350万円までの利子の非課税制度があったが、郵政民営化に伴い同制度は廃止され、上述した預貯金等と同様の取扱いとなる。ただし、平成19年10月1日前に預入等をした一定の郵便貯金の利子については、満期（又は解約）までの間、引き続き非課税となる。

2. 対象（心身障害者関係のみ掲載）

- (1) 身体障害者手帳の所持者
- (2) 療育手帳の所持者
- (3) 戦傷病者手帳の所持者
- (4) 障害基礎年金、障害厚生年金、労災の傷病及び障害年金、医薬品副作用被害救済の障害年金、予防接種法の障害年金の受給者
- (5) 特別障害者手当、障害児福祉手当受給者及び児童扶養手当の受給者である児童の母親
- (6) 医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当の受給者
- (7) 精神障害者保健福祉手帳の所持者

3. 窓口

各金融機関

4. 根拠法令・通知

所得税法第10条、所得税法施行令第31条の2
租税特別措置法第3条の4、第4条

8 贈与税の非課税（特定障害者扶養信託）

1. 内容

個人が特定障害者扶養信託契約により信託銀行等に金銭等を一括して預け、その契約に基づき特定障害者（受益者）の生活費や療養費に充てるため自動的に金銭を支給する制度を利用することにより、特定障害者が金銭等の贈与を受ける場合には、6,000万円（特定障害者のうち特別障害者以外の者は、3,000万円）までが非課税となる。

※信託の際に「障害者非課税信託申告書」を信託銀行等を經由し、所轄税務署に提出しなければならない。

2. 対象

特定障害者

3. 窓口

各信託銀行等

4. 根拠法令

相続税法第21条の4
相続税法第19条の4第2項

9 消費税の非課税（身体障害者用物品関係）

1. 内容

身体障害者の補装具、日常生活用具、改造自動車等の身体障害者用物品の購入、貸付け及び修理費用のうち一定のものに係る消費税は非課税となる。なお、非課税となる用具等の指定は厚生労働大臣が行う。

2. 根拠法令・通知

消費税法第6条、同法別表第1の10号、同法施行令第14条の4

平成3年6月7日厚生省告示第130号消費税法施行令第14条の4の規定に基づき厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品およびその修理を定める件

平成3年9月26日社更第199号消費税法の一部を改正する法律（平成3年法律第73号）の施行に伴う身体障害者用物品の非課税扱いについて

10 ゴルフ場利用税の非課税

1. 内容

障害者がゴルフ場を利用する場合は、ゴルフ場利用税が非課税となる。

2. 要件及び手続き

ゴルフ場の受付において、「障害者であることを証する書類」を提示するとともに、ゴルフ場備え付けのサイン帳に、身体障害者手帳等の番号の記入が必要である。

※障害者であることを証する書類とは、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳など、障害者であることを証明できる公的証明書類をいう。

3. 対象者及び必要書類

「障害者の区分」及び「障害者であることを証する書類」	
障害者の区分（該当要件）	証明書類等の種類
(ア) 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター若しくは精神保健指定医の判定により知的障害者と判定された者	療育手帳 判定書
(イ) 「精神障害者保健福祉手帳」の交付を受けている者	精神障害者保健福祉手帳
(ウ) 「身体障害者手帳」に身体上の障害がある旨の記載がされている者	身体障害者手帳
(エ) 「戦傷病者手帳」の交付を受けている者	戦傷病者手帳
(オ) 原子爆弾の「被爆者健康手帳」の交付を受けている者のうち、その負傷や、疾病が原子爆弾の障害作用に起因する旨の厚生労働大臣の認定を受けている者	厚生労働大臣の認定書
(カ) 精神又は身体に障害のある年齢65歳以上の者で、その障害の程度が上記(ア)(ウ)に掲げる者と同程度であるとして市町村長又は福祉事務所長の認定を受けている者	認定書

4. 申請窓口

利用するゴルフ場の受付

5. 制度開始年月日

平成15年4月1日

6. 根拠法令

地方税法第75条の2

7. 問い合わせ先

事務所名	電話番号
所在地	
博多県税事務所間税第一係	092-473-8313
〒812-8542 福岡市博多区博多駅東1-17-1	
北九州西県税事務所間税係	093-662-9314
〒805-0062 北九州市八幡東区平野2-13-2	
飯塚・直方県税事務所間税係	0948-21-4905
〒820-0004 飯塚市新立岩8-1	
久留米県税事務所間税係	0942-30-1018
〒839-0861 久留米市合川町1642-1	

1.1 点字による納税通知書のお知らせの送付

1. 内容

納税通知書を送付するときに点字のお知らせを同封するサービス

(1) 対象となる税金

自動車税、個人事業税

※令和元年10月1日以降、自動車税は「自動車税（種別割）」に名称が変わりました。

(2) 点字内容

税金の種類、課税番号、納期限、税額、問い合わせ先

封筒にも「納税通知書在中」の点字シール貼付

2. 対象

視覚障がい者

3. 手続き

サービスを新しく希望される方は県庁税務課企画係に電話で申し込む。

4. 問い合わせ・申し込み先

福岡県総務部税務課企画係

TEL 092-643-3063

1 所得控除（障害者控除） 障害者に係る所得税の所得控除額の一覧表

	障害者の態様		障害者控除の額	配偶者控除（*）の額			
				本人の合計所得金額			
				900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	
本人	障害者		27	—	—	—	
	特別障害者		40	—	—	—	
同一生計配偶者	障害者	一般の配偶者	27	38	26	13	
		老人配偶者 (70歳以上)	27	48	32	16	
	特別障害者	一般の配偶者	同居	40	38	26	13
			同居	75	38	26	13
		老人配偶者 (70歳以上)	同居	40	48	32	16
			同居	75	48	32	16

* 平成30年分以降、納税者本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、配偶者控除は適用されません。

	障害者の態様		障害者控除の額	扶養控除の額	
扶養親族	障害者	年少扶養親族（16歳未満）	27	—	
		一般の扶養親族	27	38	
		特定扶養親族（19～22歳）	27	63	
		老人扶養親族（70歳以上）	27	48	
		同居老親等	27	58	
	特別障害者	年少扶養親族（16歳未満）	同居	40	—
			同居	75	—
		一般扶養親族	同居	40	38
			同居	75	38
		特定扶養親族（19～22歳）	同居	40	63
			同居	75	63
		老人扶養親族（70歳以上）	同居	40	48
			同居	75	48
		同居老親等	同居	75	58

- ①「年少扶養親族」とは、判定する年の12月31日現在において年齢16歳未満の者をいう。
- ②「特定扶養親族」とは、判定する年の12月31日現在において年齢19歳以上23歳未満の者をいう。
- ③「老人扶養親族」とは、判定する年の12月31日現在において年齢70歳以上の者をいう。
- ④「同居老親等」とは、老人扶養親族のうち、納税者本人又はその配偶者の父母や祖父母など直系尊属で、納税者本人又はその配偶者と同居を常況としている者をいう。